

國民政府による電化教育政策と抗日ナショナリズム

——「民衆教育」から「抗戰教育」へ——

貴 志 俊 彦

はじめに

一 電影教育、播音教育の導入

二 教育部による全國的な電化教育の實施

(一) 社會教育の重視

(二) 日中戰爭勃發の影響

三 重慶遷都後の「抗戰教育」の導入

(一) 國產教育映畫制作へのシフト

(二) 播音教育の再開

四 播音教育の重點化

五 大戰下の巡迴メディア・イベント

(一) 巡迴工作への傾斜

(二) 電化教育政策の遅延

おわりに

はじめに

一九三〇年代、中華民國、そして日本でも、映画とラジオはニュー・メディアとして登場した。これらのメディアは、まもなく娯楽、商業宣傳、政治的プロパガンダとしての装置のほか、學校教育や社會教育においても有效なメディアであるとの認知を得た。この二つのメディアを用いた教育メソッドが電影教育と播音教育である。一九三六年、教育界の名士が討論して、この二つを統合する概念として「電化教育」という名稱が制定され⁽²⁾、教育部は電化教育を全國的に實施するべく各地方政府機關に働きかけることになった。

すでに拙稿において、東アジア地域におけるラジオ放送政策をめぐる政權間の拮抗關係をとりあげ、なかでも重慶國民政府の國民黨中央宣傳部によるプロパガンダ放送を詳細に跡づけた。⁽³⁾これに對し、本稿では、教育部及び地方の教育機關が實施した電化教育の施教過程をはじめ、日中戰爭勃發を契機として電化教育が「民衆教育」から「抗戰教育」へと轉換したことを明らかにするものである。この目的は、これまでほとんどその内容を知られていなかった電化教育を取り上げること自体にもあろうが、さらに重要な點は抗戰姿勢を強めた重慶國民政府の政治的特質を教育、メディアという視角から探ることにある。何となれば、現在の中國では、この時期の電化教育をメディア・リテラシー教育の源流と位置づけているにすぎず、抗戰下のイデオロギー教育に果たした政治性を捨象しているからである。⁽⁴⁾

さて、こうした課題に對して本稿が依據する史料は、中國第二歴史檔案館所藏の教育部檔案を中心として、これと重慶市檔案館の關連檔案である。これらの文書の存在によって、電化教育の成立から戦後にいたるまでの全貌とその意義を検證することが可能になったのである。

一 電影教育、播音教育の導入

中華民國においては、一九二九年春に無錫の省立江蘇教育學院が初めて電影教育を導入した。ヨーロッパで、映畫が學校教育、民衆教育のほか、社會衛生や農業等實業教育に利用價值が高いと唱えられていたことに影響されたことだった。⁽⁵⁾一九三〇年代初頭、教育映畫は少なかったが、それでも金陵大學理學院、鎮江民衆教育館、徐州民衆教育館等でも映畫教育が實施されるようになった。

こうした江南地方を中心に芽生えた電影教育が全國化したのは、一九三一年二月一日から約二ヵ月間、國際連盟中國教育考察團 (The League of Nations for the Reform of Education in China) が訪中したのを契機としていた。この考察團が上海、北京、天津で行った調査、講演、そして上映會が與えた社會的反響に注目したい。團員の一人として參加したイタリア國立教育電影館館長 A・サルディ氏 (A. Sardi) は、上海の國際科學社、震旦大學、中法工學院、中法大學藥科、法蘭西市區高等專校、さらに蘇州の農業學校、王氏學校、東吳學校等を視察した。さらに翌年一月には、北平の國立北平大學、教會大學、協和醫學校、天津の南開大學で、氏が屬するイタリアの國立教育電影館で撮影した映畫を上映し、あわせて講演を行った。また、考察團は、張學良の顧問 G・ドナルド (G. Donald)、財政部長宋子文、教育部彭百川、南開大學學長張伯苓等にも會見した。こうした有力者が映畫に興味を持つこととなり、その後の教育映畫推進に大きな影響をもたらしたことは想像に難くない。實際、この考察團が示した政府系の電影事業機關、撮影機關の設置、普及機關としての電影巡迴團、學校や商業映畫館の重視等といったモデルは、⁽⁶⁾その後教育部等が電化教育政策を推進するなかで具體的に實現したもののばかりだった。

この考察團の訪中から半年たった一九三二年七月、南京に中國教育電影協會が成立した。同協會の「章程」によると、發足の主旨は、「映畫を研究、活用し、教育を補助し、文化を宣揚し、教育映畫事業の發展を援助する」ことにあり、活

動資金は會員が納入する入會費一元、年會費二元によつて運営された。⁽⁷⁾さらに、「電影の教育化、教育の電影化」を目的として、國產映畫の制作に重點がおかれた。協會の常務理事だった陳立夫は、この協會が負うべき使命として、理念的には「民族精神の發揚、生産建設の獎勵、科學知識の扶植、革命精神の發揚、國民道德の確立」という五項目をあげ、實踐的には文化的な國產教育映畫を制作することを掲げた。⁽⁸⁾

翌年二月、ローマを據點とする國際連盟國際教育電影協會は、教育映畫フィルムを各國間で自由に往來させるとの規定のもとに、中國との合作を希望し、中國教育電影協會を中國側の代表機關として認定した。中國教育電影協會は、首都南京を活動據點とし、上海、杭州、青島、濟南、崑山にもその分會を設置して活動を廣げた。發足の年一九三三年五月には南京で第一回の年次大會が開催され、盧溝橋事件勃發まで毎年五月に大會が開催された。第二回は上海、第三回は杭州、第四回は無錫、そして第五回が再び南京で開催された。⁽¹⁰⁾中國教育電影協會は國產映畫の普及をはかるため、一九三三年と一九三四年に國產映畫フェスティバルを開催した。協會自らが撮影した一七本の教育映畫には、「首都風景」「西湖風景」「開封」等の風景映畫、「醬油」「調味粉」「開採煤礦」「打泡製造」「搪瓷」「玻璃儀器」「紫砂器」「造紙」「陶瓷」「蠶糸」「底皮之製造」等の産業映畫、「農人之春」「中國體育」「防毒」等の社會教育映畫があつた。教育部は、これら國產映畫に加え、協會がアメリカ等から輸入した六三種の映畫を各省市の教育廳に配給した。さらに、協會は第一回國際教育電影會議に参加したところ、朱英が大會副會長に選出され、出品作「農人之春」が特獎を獲得した。これを機に中華民國の教育映畫は注目を浴びるようになり、「中國體育」等が歐米各地で上映された。中國教育電影協會はアメリカ、ドイツ、イタリヤ三國の教育電影機關と教育映畫の交換を始めることになり、國際的な文化交流を促した。⁽¹¹⁾

この時期、電影教育は全國的な發展を目指したとはいへ、江南地方、とくに南京と上海が中心だった。とくに南京—上海、上海—杭州—寧波、南京—蕪湖、安徽省中部の四本の鐵道沿線地域に限られていた。江蘇省では、一九三四年秋の教育廳令によつて、省立江蘇教育學院に映寫機、發電機、攝影機等が揃えられ、その後二年間に三五〇回あまり上映を行い、

表1 上海巡迴教育電影統計

		總回数	例：1936年	
			1月	2月
學 校	大學	21	0	3
	中學	198	5	13
	小學	811	26	109
	その他	23	12	2
	計	1,053	43	127
上映回数	大學	21	0	3
	中學	201	5	13
	小學	915	26	129
	その他	25	12	2
	計	1,162	43	147
觀衆數	大學	10,222	2,760	1,620
	中學	84,501	12,900	6,562
	小學	363,476	72,400	60,120
	その他	79,630	88,060	190
	計	537,829	176,120	68,492

〔注〕 活動は1935年2月から1936年2月まで。ただし、7～8月の夏休みと翌年1～2月の冬休みは除く。

〔出典〕 徐公美「一年來之上海電影教育」（『中國教育電影協會第五屆年會特刊』1936年，61頁）。

して數學、物理學、化學、生物學、工學等に關するもので、この分野の撮影に著しい成果を遂げた。⁽¹⁴⁾
 巡迴式の電影教育も行われた。表一は、一九三五年二月から一年間、上海の學校を巡迴した際の統計である。上映回数は一、一六二回にのほり、延べ五四萬人の觀衆を動員したことがうかがえる。巡回の中心は、小學校であり、上映回数、觀客數も突出している。

また、安徽省では、一九三六年に全省民衆教育輔導區を巡迴放映區に改め、安慶、蕪湖、蚌埠の三つの民衆教育館が巡迴上映を擔當した。播音教育に關しても、行政督察專員區を一〇の播音教育指導區に改めた。⁽¹⁵⁾ 同省では、巡迴上映のために、教育部から支給された「首都」「國貨年」「五十六年痛史」「皮底之製造」「青島風光」等八本の映畫と、他から購入した二〇本の映畫、二九枚のレコードと、映寫機三臺、發電機二臺等の機器が用意された。一九三七年三月から教育映畫の

約三〇萬人の觀衆を集めた。この學院は、「江蘇省第四回運動會」、「五十六年痛史」、さらにアニメ等を撮影し、修正版「長春」の編集にも取り組み、⁽¹²⁾一九三六年には全國で最初の電影廣播專修科を開設した。⁽¹³⁾ また、一九一〇年に成立したメソジスト系のミッション・スクール金陵大學は、ロックフェラー基金や教育部の補助を受けており、その理學院は電化教育に多大な貢獻をした。例えば、同學院が撮影したフィルムは、研究分野を反映

巡迴上映會が行われ、第一巡迴放映區では合肥、太湖等一九縣を對象に三三回、第二區では蕪湖等二〇の縣で九六回、第三區では鳳陽等二二縣で三回という結果だった。⁽¹⁶⁾

新しい教育メソッドとして、映畫とともにラジオも注目された。一九三五年六月、「裝設無線電收音機辦法大綱」の發布とともに、全國の中等學校及び民衆教育館は、ラジオ受信機の設置を義務づけられた。同年一〇月、教育部が始めた中央廣播電臺での教育番組の放送は、播音教育を普及させる上で重要な契機となったが、當初は電影教育ほど組織だった對應が取られなかった。⁽¹⁷⁾

二 教育部による全國的な電化教育の實施

一九三六年、教育部は播音教育、電影教育の効果を全國的に波及させるために、部内に電影教育委員會や播音教育委員會、各省市に電影教育服務處の設置を促した。教育部が主導する電化教育のねらいは、從來の學校教育のためというよりは、一般民衆を對象とする社會教育を擴大することにシフトしていた。

(一) 社會教育の重視

電化教育の全國展開のために、教育部はまず一九三六年に「各省市實施電影教育辦法」を制定した。同法による具體的な方策は次の通りである。①各省市の教育廳局または社會局で社會教育の擔當部局に電影教育行政事務を擔當する專任職員一名をおく、②省内を教育電影巡迴放映區に分割し、各區ごとに上映人員一名、助手一名をおき、教育部から無料で教育映畫、家庭用發電機、一六ミリ映寫機の提供を受ける、③鑑賞料は無料とし、各省市中等學校や民衆教育館で上映し、映畫館では毎月「兒童電影日」を設け、毎月低廉なる入場料で兒童に教育映畫を提供する。⁽¹⁸⁾當時、娛樂映畫に對しては社會惡にも近い通念がまかり通っており、兒童にはこうした害、惡を回避させ、しかも教育的効果を高めさせるために、特別

表2 教育部が委託撮影した機関及び撮影された教育映畫

中國教育電影協會	生 物	植物之基本構造、哺乳類動物之解剖、標本之製造、蝗、原生動物など15本
〃	工 業	磚瓦、調味粉、製釘、製針、酒精、植物油、肥田粉など19本
金陵大學理學院	地理交通	中國各省市誌、區誌、國營航業、國營的鐵道與汽車、中國一週の6本
〃	物 理	度量衡、物體之平衡、力、氣壓、簡單機械、分子力、熱之量法、電影原理、電池など20本
衛生署	健康教育	生命的愛護、健康的生活、家庭衛生、清潔整齊、兒童衛生など19本
〃	生理衛生	骨體與姿勢、消化系生理、循環系生理、呼吸系生理、神經系生理など16本
省立江蘇教育學院	幼 稚 園	母親的關係、快樂的家庭、飲食的禮節、各國兒童的生活など6本
〃	小 學	童子軍、小學生生活、郵政、警察、大規模醫院、都市衛生行政、交通工具演進など28本
〃	社會教育	識字運動、民衆學校、民衆俱樂部、植物園、中國建築美、庭園など6本

〔出典〕 1937年12月16日、江蘇省立徐州教育館→教育部、呈（中國第二歷史檔案館、教育部檔案五、12136）。

な映畫上映日を設けようとしたのである。⁽¹⁹⁾ 映畫館の利用は、當時の一六ミリ映寫機が、輕便かつ廉價ではあったが、教室程度の廣さでしか鮮明に上映できなかった。その年の後半期には、「教育部二十五年度補助各省市購置教育電影映寫機及發電機辦法」「各省市電化教育人員服務辦法」「教育部委託代攝教育影片辦法」「教育部徵求教育電影劇本辦法」等電化教育關係の法令が相次いで公布された。⁽²⁰⁾

法整備が効果を發揮して、江蘇省を中心に一七縣市に二四〇あまりの巡迴放映區が成立した。さらに、江南地方の四本の鐵道沿線で始まった電化教育の活動が、交通が比較的便利な長江中流域の河南、浙江、湖北等の各省から、さらに⁽²¹⁾ 河北省では平漢、北寧、津浦の三路線沿いに擴大した。⁽²²⁾ 江蘇省では、各民衆教育區輔導機關が電化教育を擔當し、實施區の中心町のほか、各縣の中心學校、鄉鎮の民校を對象にした。活動目標は、上記の陳立夫が掲げた民族精神の發揚

等にあった。⁽²³⁾ また、上述の「各省市電化教育人員服務辦法」に準じて、各省教育廳は、每區一名を選拔し、二カ月間の訓練を行った。その結果、一九三六年にその訓練を受けた映寫技師は九二名にのぼり、三七年度計畫では訓練期間を三カ月に延長し、七月二〇日から一六〇人の訓練が開始された。⁽²⁴⁾

こうして、教育映畫の需要が急増する一方で、配給不足は深刻だった。教育部も、電化教育を進めるうえで教育映畫の不足を痛感しており、これを解決するために中國教育電影協會、金陵大學理學院、衛生署、省立江蘇教育學院に教育映畫の撮影を委託した。⁽²⁵⁾ 撮影計畫によると、各撮影機關の撮影フィルムの分野を特化させる案がだされた。表二からは、中國教育電影協會は中學生用の生物や工業、金陵大學理學院は地理交通や物理、衛生署は中學生用の健康教育や生理衛生、省立江蘇教育學院は學童教育や社會教育が、こうした計畫にもとづいて國產の教育映畫を制作したことがうかがえる。この表によると、内容は一般常識、産業振興、科學知識の普及が中心であり、幼稚園兒から社會人まで多様な對象を想定できる。教育部は、これら國產の教育映畫を、無償で各地の教育廳に提供した。⁽²⁶⁾ それでも、國產映畫は不足しがちで、これを補うために大量の映畫を輸入した。

これら國產であれ、輸入品であれ、一九三五年二月に「電影檢查法施行規則」が修正されて以降、上映のためには中央電影檢查委員會から許可、すなわち檢閲を受ける必要があつた。檢閲の結果は、すべて『電影檢查委員會公報』で公表された。その一例として、一九三六年一二月、上海に支店を置くコダック社が「海底生物」「新聞紙之製造」等一二本の映畫を一年間上映するための許可願いを、中央電影檢查委員會宛てに出している。⁽²⁷⁾

このように、この時期までの電化教育は、學校教育や社會教育の學習効果を高めるための啓蒙的な教育活動を目的としていた。陝西省では、一九三七年に關中區四一縣、陝北區二八縣、陝南區二三縣の三つの教育電影巡迴放映區に分割するとともに、全省を三つの播音教育指導區に分割して播音教育服務處を中心機關とした。⁽²⁸⁾ 活動の中心は西安を含む關中區であり、陝南區は運輸に困難をとまうため低迷し、陝北區は地理的條件が禍して取り残された。一九三七年六月には、先

進地域だった關中區で一五四回、鄉鎮で一回上映會が開かれ、毎回二、〇〇〇名くらいの觀衆を集めた。映畫を初めて見る人も多く、上映された「百靈廟役」や「供獵鳥」は觀衆にうけて愛國心を高めるのに効果があつたと報告されている。⁽²⁹⁾

さらに奥地にも電化教育は普及したが、その目的は民族分離活動を阻止するという一面もあった。雲南では、一九三六年七つの巡映電映區にある民衆教育館等で、電影映寫機四臺、發電機三臺、教育映畫六〇卷を使って教育映畫が上映された。⁽³⁰⁾ 西康省では、教育部がラジオ受信機五臺、映寫機一臺、發電機各一臺を提供した。巡迴放映區は、康定等四縣を第一區、道孚ほか八縣を第二區、理化等五縣を第三區とし、⁽³¹⁾ 民衆への啓蒙教育のために教育電影院、教育電影巡迴宣講團を組織し、チベット族との有和關係を促した。内モンゴルの綏遠でも、一九三六年末暫定的なものながら教育電影巡迴區が指定され、翌年六月まで補助經常經費として毎月一〇〇元が支給され、映寫機一臺、發電機一臺を用いて、教育部から配給された教育フィルム「五十六年痛史」や「防毒」等が上映された。⁽³²⁾ これら奥地に對する電化教育の推進は、國民政府による抗戰イデオロギーの浸透とともに、政治的統合のための内向きの政策手段として特徴づけられる。

以上のように、日中戰爭勃發以前は、總じて電影教育の普及に成果が見られたが、教育部は一九三五年から三十七年までの期間に、陝西、甘肅、青海、新疆、貴州、西康、四川、湖北、湖南、福建、雲南、浙江、安徽、河南、廣西、廣東等八省に直流式ラジオ受信機一、四一〇臺を配布していた。また、受信機用の電池については、教育部が建設委員會電機製造廠から購入し、その購入費用を全額免除、半額免除、四分の一免除に分けて各省市に配布した。⁽³³⁾ これら省市では、一九三六年公布の「各省市實施播音教育辦法」に基づいて、播音教育服務處を設置した。また、播音教育指導區ごとに指導員一名を置くこと、各省市に放送局が設置されている場合は、中央電臺の教育番組を中繼するか、自主制作番組を放送することが方針とされた。⁽³⁴⁾ ただ、運營費用等、教育部からの補助金に頼る地域も多かった。浙江省は、一九三七年全省を四つの播音教育指導區に分け、各區の中等學校、民衆教育館にラジオ受信機を設置した。さらに、同省教育廳は浙江省電話局廣播無線電臺との協力で、週一、二回程度「民衆教育」「國文史地」「軍事教育」といった教育番組を放送する等の計畫を

たてた。⁽³⁶⁾

(二) 日中戦争勃發の影響

一九三七年、盧溝橋事變につづいて上海事變が起こると、江南地方の多くの市縣教育廳は電化教育活動を放棄した。しかし、中國電影協會上海分會は、上海市街が戦火にさらされたので、郊外各地の難民收容所を巡廻上映することにした。その結果、一九三七年のうちに五四二の機關で六八二回にわたって上映會を行い、觀衆の總數は延べ三四萬人あまりを記録した。⁽³⁷⁾

戦争の激化とともに、戦場となった各地域では、省都の移轉を迫られた。江南地方の高等教育機關も、奥地または地方に移轉せざるをえなかった。省立江蘇教育學院は無錫から廣西省桂林に移り、社會教育、農業教育の兩學系を設置し、勞作専修科を改組して農業教育専修科を附設し、電化教育から遠のいた。⁽³⁸⁾綏遠省でも、一九三七年秋に省都が綏遠西部に移轉して以來、電化教育が頓挫した。⁽³⁹⁾また、山西省の教育廳は、一九三七年一〇月太原から山西科學館の器具を搬送し、翌月運城に到着したもの、さらに翌年三月には寶鷄縣、一一月には城固縣にまで移動を續けたが、電源不足が深刻な問題となった。⁽⁴⁰⁾首都南京も、一九三七年二月に陥落すると、諸機關・組織が長沙へ移動することになり、教育部に現有の設備を引取るよう求めた。⁽⁴¹⁾これ以降、南京での電化教育は戦後まで再開されることはなかった。⁽⁴²⁾このように、日本軍の侵攻とともに、各地の電化教育は致命的な打撃を受けたのである。

三 重慶遷都後の「抗戰教育」の導入

重慶に移った國民政府は、一九三七年一二月中央廣播事業管理處の管轄を國民黨の中央執行委員會から中央宣傳部に移し、翌年三月わずか一〇KWという出力で中央廣播電臺による中波放送を再開させた。このとき、抗戰に向けた民衆動員

をはかるため、社會教育のあり方が全面的に改革された。從來どおり教育部社會教育司はその運営組織にあたつたが、あらたに電化教育に従事していた電影教育委員會、廣播教育委員會等の各種委員會、中央社會教育機關等の巡迴宣傳團體が加わつた。

一九三八年一二月、教育部社會教育司は「全國社會教育機關戰時工作大綱」を策定し、社會教育機關は民族意識の向上と抗戰精神の喚起、自衛・防空・防毒の指導、社會秩序の保持について訓練をする⁽⁴³⁾とあり、明らかに社會教育を抗戰意識の向上に位置づけた。この種の機能を強化するため、教育電影巡迴放映區は電影教育巡迴區に、上映員を施教員に、電影巡迴放映區を電影教育巡迴施教區に改稱し、活動の効率化を圖つた。⁽⁴³⁾戰時下これら組織の主要な活動は、ラジオや壁新聞、ニュース映畫等を利用して、戰況を認識させ、傷兵の慰問をすることにあつた。また、抗戰映畫の制作や巡迴上映、青年ラジオ自習講座の放送等も行った。⁽⁴⁴⁾

(一) 國產教育映畫制作へのシフト

一九三九年春、第三次全國教育會議の際、教育部が提案した「社會教育改進方案」が通過した。同案の骨子は、①社會教育機關の増設、②文盲の一掃、および民族意識の發揚、抗戰建國力量の増強、③電化教育の推進、④戰區社會教育人材の救済と各種巡迴教育團の推進、⑤國民體育の重視、⑥家庭教育の推進等、一二項目にわたつた。とくに電化教育についても、各鄉鎮、聯保とも受信機を設置し、教育關係のニュースを民衆に聴取させるとともに、電影教育巡迴施教區を増設し、映寫機一臺を設置して、各縣下の各村鎮に施教すること等が提案された。⁽⁴⁵⁾ただ、このとき上映フィルムは不足しており、成都では「我們的首都」「防毒」「民族痛史」の三種類の教育映畫しかなかった。そのため、上海、香港の事業者に、生物、物理、化學等二、四〇〇元分の映畫の購入あるいはダビングを注文したが、その到着が遅れたり、届かなかったり、不足解消につながらなかった。⁽⁴⁶⁾

表3 國産教育フィルムの増加

	1937年6-12月	1938年	1939年	1940年1-6月
製作機関	29	37	75	39
フィルム数	66	139	193	83
國語	23	64	74	35
廣東語	43	75	119	48
片長(m)	508,573	958,247	1,660,268	693,603

〔出典〕『抗戦以來之中國敎電協會』油印，出版年不明。

この全國教育會議で修正通過した「邊疆教育實施方案」は、邊疆地區における中小學校の増設や、初等教員の養成や師範學校の設立等を方策とした。また、教育部は、一九三九年六月制定の「増設後方收音機推行方案」等に基づき、邊疆教育を強化するため、四川、雲南等奥地に邊疆教育工作團を派遣し、國民黨による抗戦イデオロギーの宣傳に努めた。⁽⁴⁷⁾

重慶に移った中國教育電影協會は、一九三八年十一月、第六回の年會を重慶川東師範學校で開催した。このとき、中國教育學術團體第一期聯合年會との共催という形がとられた。この聯合年會に参加したのは、中國教育學會、中華兒童教育社、中華職業教育社、中國社會教育社、中國教育電影協會、中國衛生教育社、中華刊行教育研究會、中國測驗學會、中國心理衛生協會、中華圖書館協會、中華體育學會、中國民生教育學會の一二團體だった。この年會では、「抗戦建國」のために、國産映畫の撮影を中心目標として掲げた。⁽⁴⁸⁾ また、戦時下において電影教育をいかに積極的に活用するかも話し合われた。⁽⁴⁹⁾ こうして、協會は、教育部から映寫機、スライド映寫機、「防毒」「防空」各二セットを譲りうけ、重慶に移轉してきた金陵大學理學院の協力を得て電影教育を再開した。上映するフィルムは、従来のように生物、物理、化學の三部門だけでなく、あらたに「抗戦教育」が加えられた。協會は、重慶の北碚、合川、成都、萬縣で上映したが、萬縣は一九三八年のうちに中止し、そのほかの地點では一九三九年春をピークとして上映回数は増加したが、物價高騰、教育映畫や機器不足、ガソリン高騰のあおりを受けて、一九四一年以降は頭打ちとなった。⁽⁵⁰⁾

さらに、中國教育電影協會は、四川省教育廳から撮影補助費一萬元を得て、金陵大學と共同で教育影片撮製委員會を設置した。この委員會では、孫明經に「峨眉山」「自貢井鹽」を、段天育に「川西南區」等を撮影させた。また、同協會は中央電影攝影場と共同で、「教材廣輯」と題したシリーズものとして、「西北風物誌」「紙是怎样造成的」を撮影した。⁽⁵¹⁾ 表三のように、一九三七年以降、國產教育映画の制作機關、撮影フィルムの数が増え、一九三九年にはピークをむかえた。これらの映画のうち、北京語よりも廣東語のほうが多かったのは海外華僑向けだったことが推測できる。

一九三九年一〇月には、中國教育電影協會は、華南での教育電影事業を擴大するために、羅明祐候補監事らを香港に派遣して、二月一二日に香港分會を成立させた。香港分會は、中央電影攝影場制作の「重慶大轟炸」をアメリカの配給會社に紹介した。このニュース映画がアメリカのTV番組「Today's News」のなかで流され、アメリカ中に重慶爆撃の實態を知らしめるほどの反響を及ぼした。

實際、一九四〇年五月から四ヵ月つづいた重慶空爆の被害は甚大だった。學校は重慶郊外に移轉し、電源供給、交通關係、映畫、ガソリン、物價上昇等の原因により電化教育行政が停頓したところも多かった。さらに、重慶及び周邊地區における教育フィルムの上映、國產映畫の生産も滞り、電影教育の行方は低迷しつつあった。そのため、中國教育電影協會はその活動の據點を南方に移し、一九四一年三月シンガポールで羅明祐と香港分會監事吳鐵城とが地元の電影同業會の賛同を得て、シンガポール分會を結成させた。⁽⁵²⁾

(二) 播音教育の再開

戰爭勃發後、教育部は播音教育の効果を高めるために、中央廣播電臺、金陵大學理學院との協力關係を強化した。四川省では、成都、重慶、西部、東部という管轄區に分け、一九三九年九月から各區の播音教育服務處は活動を開始し、一三五縣に一臺ずつラジオ受信機を配給した。⁽⁵³⁾ 奥地での教育播音の内容も再検討された。放送時間は、當初每週三回、おおよ

その五分ずつに定められ、教育播音の内容としては、「兒童教育、青年教育、公民教育、科學教育、衛生教育、國民教育、藝術教育、國語教育、邊疆教育、戰區教育、史地教育、教育ニュース」といった多岐にわたる分野だった。重慶政權への求心力を高め、抗戰意識を高揚させるために、新たに「邊疆教育」「戰區教育」が加えられたのである。⁽⁵⁴⁾

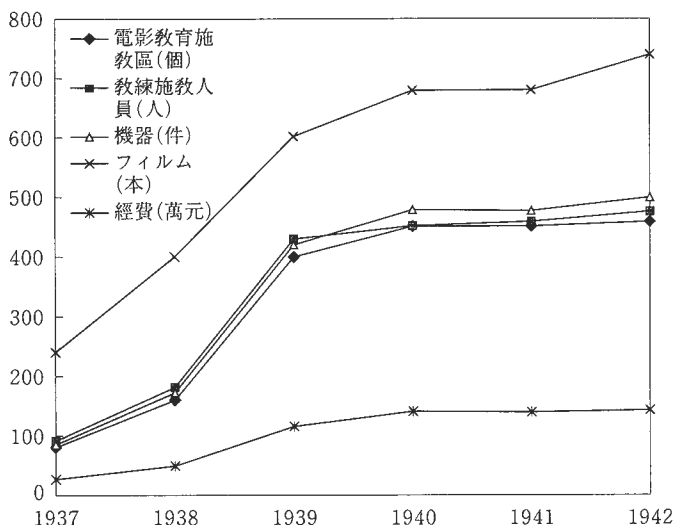
一九三八年三月、重慶の中央廣播電臺は、一〇KWで中波放送を再開した。中央廣播電臺は、四月から年末にかけて、月、水、金曜の午後七時から二〇分間の放送を開始した。放送内容は繰り返されることもあり、例えば一二月の放送では二日と五日に「抗戰期間中の婦女訓練問題」、七日と九日に「抗戰期中民衆服飾改良問題」、一二日と一四日に「戰時利得稅的意義」、一六日、一九日、二二日に「中華民族發展的略史」、一三日と二六日に「民衆健康教育問題」、二八日と二九日に「日本經濟的危機」がそれぞれ放送された。ところが、翌一九三九年一月から七月にかけて、中央廣播電臺は放送日を一日減らし、月曜日と水曜日の二回とし、時間も一九時三〇分から一五分間に縮めた。⁽⁵⁵⁾この時点でも、播音教育に求める効果は、電影教育に比べて相對的に低いと考えられていたのである。

四 播音教育の重點化

一九四〇年三月、南京に成立した汪精衛を代表とした國民政府に對抗して、重慶政權は、短波による國際放送を擴張することで、汪精衛政權の正統性を拂拭しようとした。⁽⁵⁶⁾同時に、國內世論形成のために、教育部社會教育會議を開催し、電化教育行政を改革する策を練った。

まず、その年の春に教育部は「國民教育實施綱領」を公布した。國民教育とは、義務小學や民衆教育館において文盲を減少させることを目的としていたが、これを全面的に改革、擴大するとともに、あらたに「民族意識、國家觀念、國民道德の培養および心身健康の訓練、且つ自衛自治の能力と生活必須の知識技能の養成」に目標をおいた。その施行機關は、各鄉鎮に設置する中心學校や民衆教育館であった。民衆教育館では晝間は失學兒童の教育に、早朝または夜間には失學男

グラフ1 全國電影教育の進展



女の民衆教育に充てる社會教育機關だった。⁽⁵⁷⁾

ところが、空爆が激化し、各種設備が破壊されると、電影教育は次第に困難になった。グラフ1で端的に示しているように、電影教育の規模が一九三九年に前年比二倍以上に拡大したのに對して、一九四〇年以降頭打ち状態になっていることがうかがえる。

とくに一九四〇年七月に中國教育電影協會の會所が爆撃されると協會は青木關の教育部内に移設されたものの、電影教育行政はほぼストップした。

こうした状況下で、それほど器材を要せずに抗戰意識を喚起させる手段として播音教育が再検討されることになった。一九四〇年四月、教育部は「改進黨音教育辦法」を發布した。⁽⁵⁸⁾ 同法による

と、①播音教育指導區では指導員一名を巡迴區内の受信機構の指導にあたらせ、ラジオ受信機を検査し、教育部保管用の月報を作成させる、②各級教育視察人員は、播音教育行政および受信機關の受信状況をチェックする、③各省市教育局は、省政府の建設機關とともに自辦か、もしくは隣接省と共同で、乾電池製造工場を設置してラジオの電源を確保する、④教育部に手動式發電機の製造を依頼するとともに、各省市が模倣して製造できるように設計圖を配布させる、⑤各省市教育局は、關連機關と協力して放送人

員の訓練班をたちあげる。こうした方針の明示とともに、教育部は、各省市に對して報告を義務づけた。

一九四〇年一月に教育部は電化教育委員會をたちあげた。その委員は、中央宣傳部、軍事委員會政治部、三民主義青年團中央宣傳處、中央廣播事業管理處、中央廣播電臺、中央攝影場、中國電影製片廠から各一名、そして映畫、放送の技術者と訓練の専門家が、計一七―二五名になった。⁽⁵⁹⁾

教育放送は、「二十九年教育放送辦法」によつて、中央廣播電臺から毎週、「教育ニュース」「民衆文藝」「青年講座」の三番組を放送し、毎回一五分、講演は原稿字數二五〇〇字くらいの量と定められた。⁽⁶⁰⁾翌一九四一年一月以降は、「民衆文藝」が「公民教育」に變更された。實際には、火、木、金曜の五時二〇分から一〇分間は「青年講座」、月、水曜の六時から一五分間は「教育ニュース」、火、木、土曜の六時から三〇分間に「公民教育」の放送が盛り込まれた。そのほか、週二回程度の講演放送があつた。これらの番組内容は、ラジオを通じて放送されたほか、『播音教育月刊』、『播音講演集』、『教育播音小叢書』等のパンフレット類にまとめられた。こうした印刷物が各地に配布されたことも、教育放送の普及に役立った。⁽⁶¹⁾制作自體は、それぞれの専門委員會が擔當することとなった。⁽⁶²⁾

以上のことは、放送を中心に各機關の統合がはかられたことを示している。また、地方でも、一九四一年二月、各教育廳は電影教育服務處と播音教育服務處を合併させ電化教育服務處とし、とくに巡回服務工作に重點が置かれた。⁽⁶³⁾七月は、各省の電化教育機關と中央廣播事業管理處管轄下の中央無線電器材廠が協力して、ラジオ受信機やその部品の配給を圓滑にする案が出された。こうした協力關係は、九月施行の「教育部中央廣播事業管理處辦理電播教育合作辦法」によつて、いっそうはつきりする。同法は、教育部と中央廣播事業管理處とが合作して實施することや、中央廣播電臺の教育番組は兩者で協議して計畫すること等を規定した。⁽⁶⁴⁾分立していた放送主管機關の統合が圖られたこと自體、政府がラジオ放送を緊急かつ重要なものと見なしたことの證である。

しかし、一面、從來からの播音教育政策が脆弱であつたことも意味していた。すなわち、ラジオ受信機と電池は品薄で、

それらの供給は容易ではなかったことがある。そのため、教育部からの各省市への補助金の支給は不可欠だった。一九四一年には、九月に重慶、四川、江西ほか一省に計三八、五〇〇元、十一月に江西、雲南、貴州ほか一〇省に四四、〇〇〇元が支給される計畫がたてられた。その資金で、ラジオの購入や修理、電池の購入を賄う豫定だった。⁽⁶⁵⁾しかし、実際には、奥地や邊疆における電化教育の普及は容易ではなかった。江西省政府は教育部に對し、一九三九年に省立民衆教育館施教處、省立商業職業學校、省立樟樹中學、省立贛縣中學に直流式真空管七本搭載のラジオ受信機を設置するほか、三〇の學校に一・五V圓形電池、四・五V方形電池を配給するための補助經費を申請した。⁽⁶⁶⁾翌年にも、教育部に直流式四〇臺、電池七〇セットの無料補助を申告した。しかし、江西省が戦火に陥いると、學校は南昌、樟樹に移轉し、同地では交流式ラジオが使えず、直流式も移轉の際にこわれてしまい、放送工作は頓挫してしまった。⁽⁶⁷⁾

地域によって状況はさまざまで、活動を活性化させたところもあった。福建省では、一九四一年一月、播音教育服務處が改組されたのち、省都は永安、福州、南平を轉々としたが、省政府自ら「製茶」「武夷山」を撮影したほか、毎月七、八回ほど民衆、労働者、三民主義青年團らを対象とした上映講演會を開いた。⁽⁶⁸⁾また、廣西省では、一九四〇年七月に電影教育巡迴施教隊、播音教育巡迴施教隊、收音室を統合して電化教育服務處を成立させ、省内を桂林區、平樂區、柳州區ほか六つの電化教育區に電影隊を組織させた。さらに、講習班の開催、省立江蘇教育學院暑期講習班での研修等を通じて、收音人員を訓練した。彼らは、訓練終了後、學校等でロンドン、ベルリン、ローマ、サンフランシスコ、シドニー、東京、臺北のほか、陥落した南京、廣州、漢口からの放送の防諜に携わった。⁽⁶⁹⁾

五 大戦下の巡迴メディア・イベント

一九四一年二月、太平洋戦争が勃發すると、中國教育電影協會は一時的に麻痺状態に陥った。香港分會も日本軍の侵攻とともに活動の停止を餘儀なくされ、シンガポール分會も、マラヤ分會に擴大改組されるべく準備が進められたが、日

本の攻撃を受け、その分會準備會も解散された。⁽⁷⁰⁾ 電化教育のあり方は再び検討し直されることになった。

(一) 巡迴工作への傾斜

海上輸送が困難になると、教育フィルム輸入も不可能となった。これにともない、國產映畫重視にシフトし、一九四二年一月教育部中華教育電影製片廠が設置された。その指導委員會の主任は陳果夫、委員には何應欽らが名を連ねた。同廠は、毎月學校教育用、社會教育用のサイレント・フィルム各一本と、これにあわせて映畫教材や教授法を作成する計畫をたてた。⁽⁷¹⁾

同年五月、教育部は、國產の教育映畫等を利用して廣場等での巡迴上映を強化するために、電化教育施教團體を改組して、電化教育巡迴工作隊を成立させた。首都重慶一帯では、教育部下に設置された社會教育司電教隊、川康公路線社會教育工作隊、西北公路線社會教育工作隊、中華教育電影製廠電教隊、國立社會教育學院電教隊が活動し、これらの工作隊は、一二月までの八ヵ月間、六二ヵ所を巡迴し、九六回の上映および講演を行った。その際、一人あたりの費用負擔はわずか一角一分だったので、参加者は合計五七五、四七〇人にも⁽⁷²⁾のぼった。これは、それまで教室のように閉じられた空間で實施されていた電化教育と比べて、はるかに多様なオーディエンスを動員できたことを示している。

一九四二年の五月から七月にかけて、重慶市街區、巴縣、北碚、璧山、南溫泉等では夜の六時から一〇時くらいまで電化教育夜會なるメディア・イベントが開催された。とくに中央廣播電臺からのニュース放送、社會教育擴大運動週に関する番組等にあわせて開かれた。夜會は合計三五回開催され、受講者は延べ一八萬二千人にも⁽⁷³⁾のぼった。活動の大半は、映畫の上映やスライド映寫、講演、歌曲の朗唱だった。とくにバラエティに富んだのが、一九四二年一月に開かれた教育部電化教育巡迴工作隊によるイベントだった。その内容は、①抗戰畫展、連合國報道寫眞等の展覽、②陳立夫「社會教育工作人員的共通目標」等の講演放送、③「國歌」「服從領袖之歌」「新生活運動歌」「好家庭歌」「你是否中華民國？」「大

表4 金陵大學理學院教育電影部上映回数統計表（1944年）

		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	計
教室放映	回数	1	1	14	7	13	36
	人数	15	45	274	128	205	667
映畫教育	回数	2	1	5	3	4	15
	人数	60	99	307	228	297	991
大學上映	回数	1	—	—	—	—	1
	人数	600	—	—	—	—	600
露天上映	回数	—	1	1	1	2	5
	人数	—	15,000	4,500	5,000	14,000	38,500
特別上映	回数	12	11	18	18	23	82
	人数	6,085	5,293	14,582	20,828	17,171	63,959
放送サービス	回数	2	—	3	2	—	7
	人数	23,000	—	34,900	5,010	—	62,910
縣、鄉村上映	回数	—	—	—	2	1	3
	人数	—	—	—	710	106	816
その他	回数	3	11	8	9	9	40
	人数	42	78	21	241	51	433
總 計	回数	21	25	49	42	52	189
	人数	29,802	20,515	54,584	32,145	31,830	168,876

〔注〕 數値と合計があわない場合、數値を重視した。

〔出典〕『電影與教育』第3卷第5期，金陵大學理學院，1944年6月。

軍行進曲」「節儉歌」「前進」「注音字母歌」等の歌曲、④國樂（四川將軍令、戀芳春、步步高、西洋音樂（蔣委員長行進曲、眞忠報國、美國行軍曲）等の器樂曲、⑤「北風與太陽」といった物語、⑥「你的心」「大樹」「坐船」等の朗讀、⑦「兒童會話」「爲什麼？」等の話劇、⑧「社教運動標語」「領袖肖像」等のスライド上映、⑨ジャワ、ハワイ、バリ、ニュージーランド、フィリピン等の紹介映畫の上映、といった多彩な内容だった。一月にも七回開催され、合計四九、三〇〇人の参加者があつたという。⁽⁷⁴⁾このほか、廣西、廣東、雲南、福建、江西、四川等一九省にわたって電化教育巡迴工作隊が活動したが、これらは省都に限られものだった。⁽⁷⁵⁾ともあれ、こうした電化教育巡迴工作隊による活動は、多様なオーディエンスを巻き込むという重慶政府の政策を具體化させたものであり、政權の威信を末端に浸透させ、ナショナリズムの喚起を促すメディア・イベントだった。

戦争の硬直化とともに、一九四三年一〇月、教

教育部は各省市教育廳の電化教育服務處等を電化教育輔導處に改組し、これを社會教育科科长が兼任して管理するよう指示した。⁽⁷⁶⁾これに應じて、四川、雲南、廣西、江西、湖南、浙江、福建、廣東、寧夏、新疆等の九つの省政府は電化教育輔導處への改組をはたし、各々一―二の電化教育巡迴工作隊を管理下においた。⁽⁷⁷⁾西康省では、一九四三年一月から七ヵ月間、計一九回、九三本の教育映畫を上映し、その觀衆は中學生六五〇名、小學生三、一七五名、民衆一〇、三八八名、民工六〇〇名、大衆四九五名、文盲四、〇七三名に及んだ。このとき、計二萬名弱に及ぶ地域住民を動員できたことは少ない數字ではなかった。⁽⁷⁸⁾

しかし、その他の地域では、電化教育輔導處に改組する餘力はなかった。一九四四年になると、ますます電化教育遂行に障害が増し、當面教育部社會司による上映は重慶市一帯に限られることとなった。⁽⁷⁹⁾そこで、七月金陵大學理學院は、重慶市内の各機關および工場と聯合して教育電影上映網を組織し、抗戰建國を效率的に強化するために、戰時ニュース、科學映畫、教育映畫を同じ機關で六回上映することとした。⁽⁸⁰⁾この目的は、理學院と重慶の各機關との聯合とともに、それまで施教の対象外であった工場労働者への働きかけにあった。表四は、一九四四年の上半期における理學院の上映活動を示したものである。教室や大學等の教育機關における上映よりも、露天上映、特別上映、放送サービス等屋外のイベントのほうが觀衆を集めている。このことで、電化教育の対象が學生だけでなく、一般民衆や工場労働者を対象とするものへと擴大していたことを確認できる。ただ、重慶市郊外の縣や郷では上映會がほとんど開催されておらず、地域的に限定されていたと考えられる。

このように、オーディエンスの裾野が擴大するような變化をみても、電化教育がもはや學校教育や社會教育の一環ではなく、地域の民衆宣傳教化が目的だったと指摘できる。この時期の電化教育の質的變化を裏附けるのが、こうしたオーディエンスの變化だった。

(二) 電化教育政策の遅延

各地への巡廻教育にもかかわらず、電化教育をめぐる状況は悪化した。湖北省では、一九三八年の武漢陷落の後、省政府が西部に移轉し、もとの電影教育巡廻施教隊と播音教育服務處とを合併した。こうして成立した各縣施教服務處は、一九四一年三月に電化教育服務處に改組されたが、翌年七月早くもこれが撤廢され、いつさいの活動は教育廳第四科に委託されることになった。さらに、一九四四年三月頃には、教育文化費が缺乏し、技術人員が不足し、電化教育用の教材の運搬が困難になり、おまけに旅費・運送費が高騰し、電化教育政策が停頓した。同年末、教育部から補助金を得て、ようやく電化教育巡廻工作隊の活動が再開されるが、實際は以下のように、その進捗状況は樂觀視できるものではなかった。⁽⁸¹⁾

安徽省では、一九四三年の戦鬪の際にラジオ受信機は破壊され、電化教育は停止した。⁽⁸²⁾ 浙江省では、電化教育人員が内陸へ移動し擔い手が不足したほか、ガソリン代が高騰し、数少ない映畫がマンネリ化した。また、多くのラジオ受信機が故障し、それを買う店もなく、おまけに電池代も高くなって、やはり停頓してしまった。⁽⁸³⁾ 甘肅省でも、一九四二年邊疆工作のために巡廻電影上映隊、歌劇團が派遣され、國歌發揚、政情講釋、内向きの統合精神の發揚が唱えられた。⁽⁸⁴⁾ また、翌年一二月頃からは、教育部西北公路社會教育工作隊が、甘肅—青海、甘肅—新疆を結ぶ道路沿線に分隊を派遣し、漢族、モンゴル族、チベット族、ハザック族等の教化が試みられた。⁽⁸⁵⁾ 雲南省の電施教區域は、滇西區、滇東區、滇中區に分かれた。大理を含む滇西區は民族構成が複雑だったため、省政府は一九三七年以來毎年巡廻教育隊を派遣していた。⁽⁸⁶⁾ 一九四二年二月から七月の間に、合計二四の縣を巡り、スライドや映畫の上映、講演、歌謠等の催しを一八六回も開催し、延べ三六萬人以上の動員を實現できた。このとき上映されたものには、「米國海軍陸戰隊」「米國總動員」「英國特殊遊撃隊」等二八卷の輸入フィルムも含まれていた。⁽⁸⁷⁾ さらに、この年末には、宣傳部の方針に基づき、タイ族の分離主義運動が活發だった滇南區にも、巡廻電影上映隊、歌劇團が派遣され、國家意識の向上、政情の安定等、内向きの精神を扶植するよう

な工作が進められた。⁽⁸⁸⁾しかし、一九四五年三月には資金不足に陥り、以降電教活動自体が頓挫した。

教育部は、こうした各地の状況に對處すべく、一九四四年二月「電化教育實施要點」を發表し、その目標を「民族意識や國家觀念を育成し、政治意識を高め、生産能力を増加させ、良い娛樂を獎勵する」ことにおき、電化教育輔導處の指導、電化教育巡迴工作隊や教育播音電臺の設置、民衆教育館・公私立中等學校・師範學院等における公開放送の實施、圖書館・體育館等の社會教育機關における電化教育の推進等を獎勵した。⁽⁹⁰⁾これを具體化する方策として、金陵大學理學院、中國地方建設研究所、中華教育電影製片廠、中國西部科學博物館、中國科學社の五つの學術機關は、連合して北碚教育電影院を設立するという上申書を北碚管理局に送った。⁽⁹¹⁾その實現にはいたらなかったが、こうした方針、政策は確實に戰後に繼承されていた。

おわりに

戦後の國民政府による電化教育政策は、戦中のプランを繼承し、滿洲國や、沿海地域の日本占領區にまで擴大する、まさに全國的な規模を備えるものだった。例えば、河北省では、日本軍の侵攻により電影教育のための器械設備が破壊されていたが、一九四六年三月には教育部から一二元の豫算をうけ、教育廳巡迴教學團の暫定的管理のもとに、通縣、滄縣、石門、楊村の四つの民衆教育館を中心に電化教育工作を再開した。⁽⁹²⁾この頃には、戦前にはほとんど實現されなかった教育廣播電臺、教育電影院等も設置された。さらに、終戦後二年間のうちに、政策の對象を都市から農村にまで擴大するため、農村電化教育施教團の構想がたてられた。⁽⁹³⁾ただ、當初政治色はきわめておさえられ、啓蒙活動を促すことが重要とされた。中國第二歴史檔案館が所藏する文書をみても、放送行政自体は、國民黨や宣傳部の影響が後退し、代わって交通部が主管官廳になったかのようなところがある。ところが、一九四六年三月蔣介石が雙十協定の破棄を宣言するとともに國內情勢が急轉換し、中國共產黨との對立が先鋭化した。こうした情勢をふまえ、國民政府は電化教育を「反共救國」のプロパガンダとし

て利用するようになったのである。⁽⁹⁴⁾

以上述べたように、電化教育は、當初江南地方で行われていた啓蒙活動としての色彩は限りなく薄められ、教育部が主管官廳でありながら、プロバガンダ、マスメディア関係の各部局との協力を強化するなかで變質していった。とりわけ重慶遷都後、抗日ナショナリズムの喚起を促すイデオロギー宣傳が注視されるなかで、「民衆教育」としての電化教育が「抗戰教育」へと質的な轉換を果たすことになったのは上述したとおりである。こうした變化とともに、重慶一帯で實施された巡迴工作を通じて、オーディエンスも擴大し、多様になっていった。つまり、中心學校の生徒や民衆教育館の受講生だけでなく、農民や工場労働者を巻き込むことになり、巡迴工作はまさに地域社會における抗戰メディア・イベントとしての性格を強めたのである。いま一つの側面は、西南、西北諸地域で實施された巡迴工作が、重慶國民政府からの乖離を阻止し、奥地の政治的統合を促す手段だったことである。こうしたエスニック・グループ居住地域における國民黨プロバガンダがどれほどの實效性を持ちえたのかを検討することは今後の課題となる。

註

- (1) 日本では一九二八年に、毎日新聞社が全日本活映研究會を創立し、機關誌『映畫教育』を創刊。また、文部省が映畫教育の講習會を主催し、二〇集におよぶ教育映畫研究シリーズの刊行などを始めた。實際、日中兩國で映畫教育に着手されたのは同じ一九二八年であり、相互影響があったと思われるが、その關係は不明。
- (2) 南國農、李運林主編『電化教育學』（第二版）（高等教育出版社、一九九八年、二〇頁）。
- (3) 拙稿「日中戰爭期、東アジア地域におけるラジオ・メディア空間をめぐる政權の爭奪」（宇野重昭他編『北東アジア世界の形成と展開』日本評論社、二〇〇二年、一五三—一八三頁）。
- (4) 今日中國では、視聴覺教材やインターネットを使った電化教育の重要性が認識されており、教育部に電化教育辦公室、各省市には電化教育館が設置されている。北京や甘肅などでは、月刊誌『電化教育研究』などを發行している。また、註(2)のような教科書も出版されている。
- (5) 最初の教育映畫運動は、一九一〇年前後にドイツで始ま

- り、ヨーロッパ中に影響を与えた。そして、一九二四年イギリスで開催された映畫關係の會議で、映畫に教育的効果があることが確認された。その結果、二年後の九月一〇日から一六日にかけて、スイスのバーゼルで初めて國際的な教育映畫協議會が開催された。この協議會では、映畫利用のための國際會議の必要性や、政府、公共團體の支援による教育映畫制作の重要性などが提起された。また、同じ月、パリでも國際連盟の主催で國際活動寫眞委員會が発足し、學校教育、民衆教育のほか、社會衛生や農業など實業教育における映畫の利用が唱えられた（文部省普通學務局社會教育課編『映畫教育』（東洋圖書株式合資會社、一九二八年、二〇—二一、一三三—一三四頁）。
- (6) 薩爾地 (Alessandro Sardi) 『電影與中國』（『電影檢查委員會公報』第二卷第八期、一九三三年四月、二六—三一、三七—三九頁）。
- (7) 「中國教育電影協會緣起」（『電影檢查委員會公報』第一卷第四期、一九三二年九月、三三、三五頁）。
- (8) 陳立夫講述「中國電影事業的新路線——中國教育電影協會應負的使命——」（『電影檢查委員會公報』第一卷第五期および一六期、一九三二年二月、一九三三年一月）。
- (9) 「國際連合會國際教育電影協會草約——規定教育影片得于國際間自由通行」（『電影檢查委員會公報』第一卷第一一期、一九三二年一月、二二—二四頁）。
- (10) 後述するように、第六回は一九三八年十一月、重慶で開催した。
- (11) 中國教育電影協會總務組編「中國教育電影協會概況（自二十七年二月至三十二年十一月）」（『電影與播音』第三卷第一期、一九四四年二月、一—二頁）。
- (12) 一九三六年六月二日、省立江蘇教育學院院長高陽↓教育部、呈（教育部檔案五、一一—一二頁）。
- (13) 南國農ほか、前掲書、二〇頁。「長春」は、もともと上海藝華公司が撮影したフィルムで、原名は「黃金時代」。各縣の中心民衆學校に識字教育の必要性を伝えるために、フィルムの内容を編集しなおしている。
- (14) 「重慶側文化機關の現況」（一）（『中國文化情報』第二八號、上海自然科學研究所、一九四一年六月、八七頁（日本植民地文化運動資料第六卷、綠陰書房復刊本、一九九四年））。
- (15) 「安徽省實施電化教育辦法」（一九三六年二月二八日、安徽省政府↓教育部、呈）（教育部檔案五、一二—一四〇）。
- (16) 安徽省政府教育廳「二十五年度各省市教育電影巡迴放映區調查表」（教育部檔案五、一二—一四〇）。
- (17) 日本では、ほぼ同じ頃、正確には一九二五年三月のラジオ放送開始とともに語學や教養講座が行われ、一九三五年から「放送教育」が全國化され、一九四一年文部省は學校放送を正式に教材として認めた。
- (18) 教育部「各省市實施電影教育辦法」一九三六年（教育部社會教育司編印『電化教育重要法令』（一九三九年九月、一一—二頁）（重慶：國立中央工業專科職業學校檔案〇一二六、一〇三三））。

- (19) 映畫にまつわる退廢的なイメージは日本でも同様だった
〔鈴木喜代松『映畫教育論』四海書房、一九四一年、一五
一―一六頁。〕
- (20) 「教育部二十五年七月至十二月本部實施電化教育工作概
況」(教育部檔案五、一二〇八六)。
- (21) 「湖北省教育廳二十五年度的省市實施電影教育概況調查
表」(教育部檔案五、一二一四七)。
- (22) 一九三七年四月二日、河北省政府↓教育部、咨(教育
部檔案五、一二一六〇)。
- (23) 一九三七年四月二七日、江蘇省教育廳↓教育部、呈(教
育部檔案五、一二一三六)。
- (24) 「教育部二十六年度實施電影教育計畫」(教育部檔案五、
一二〇七四)。
- (25) 一九三七年七月二八日、教育部↓省立江蘇教育學院、箋
函(教育部檔案五、一二一三六)。
- (26) 一九三六年十一月四日、河北省政府教育廳「河北省設
置教育電影巡迴放映區暫行辦法」(一九三七年四月二日、
河北省政府↓教育部、咨(教育部五、一二一六〇))。
- (27) 年代不明、教育部電影教育委員會申請↓中央電影檢查委
員會臨時准演證明書(教育部檔案五、一二〇八〇)。
- (28) 一九三七年四月一六日、陝西省教育廳↓教育部、呈(教
育部檔案五、一二一六五)。
- (29) 「陝西省教育廳實施電影教育概況月報表」一九三七年五
月―一九三八年九月(教育部檔案五、一二一六五)。
- (30) 一九三六年十一月三日、雲南省教育廳↓教育部、呈
- (31) (教育部檔案五、一二二五八)。
一九三六年十一月六日、西康建省委員會↓教育部、咨
(教育部檔案五、一二二五〇)。
- (32) 一九三六年八月一日、教育部↓行政院祕書長翁文灝、
公函(教育部檔案五、一二二五〇)。
- (33) 一九三六年二月五日發、綏遠省教育廳↓教育部、呈。
一九三六年二月九日發、教育部↓綏遠省教育廳、訓令
(ともに教育部檔案五、一二一六九)。
- (34) 「教育部二十六年度下學期補助各省市收音機乾電池價款
辦法」(一九三八年五月一七日、教育部↓陝西など省教育
廳・西康建省委員會、訓令・公函(教育部檔案五、一二〇
九五))。
- (35) 「各省市實施播音教育辦法」(前掲『電化教育重要法令』
一九三九年九月、三頁)。
- (36) 一九三七年六月三〇日、浙江省教育廳↓教育部、呈(教
育部檔案五、一二一三七)。
- (37) ところが、この活動も、翌年には回数が減り、一九三九
年には一〇四の機關で二一〇回上映したにとどまり、觀衆
の總數も四三、〇〇〇人程度に激減した。一九四〇年にな
ると、ついにすべての巡迴活動を中止した(前掲『中國教
育電影協會概況(自二十七年二月至三十二年十一月)、一
四―一五頁)。
- (38) 前掲「重慶側文化機關の現況」(一)、六六―六七、八七
頁。
- (39) 一九三九年九月九日、綏遠省政府↓教育部、呈(教育部

- 檔案五、一二一六九。
- (40) 一九三八年二月二日、山西科學館↓教育部、呈(教育部檔案五、一二一六四)。
- (41) 一九三七年二月一日、江蘇省立徐州教育館(館長趙鴻謙)↓教育部、呈(教育部檔案五、一二一三六)。
- (42) このほか、山東省では、省都陥落後、電化教育の経費が不足し、電化教育事業は頓挫した。省都陥落後は、もともと所有していた一六ミリ映寫機とYMCAから借りた三三ミリ映寫機をもって山東教育廳戰地移動劇團が南下し、徐州や鄭州等で抗戰映畫を上映し、合計一〇數萬の觀衆を動員した。その年、徐州では、陥落直前に同地の教育館および徐州廣播電臺の設備機器を漢口に搬送した後、さらに重慶北碚等に移管した(一九四〇年七月一日、江蘇省立徐州教育館(館長趙鴻謙)↓教育部、呈(教育部檔案五、一二一三六)。湖北省も、同年一〇月に武漢三鎮が陥落すると、政府機關が移轉し、電教活動は停止した(湖北省政府教育廳「湖北省二十九年度實施播音教育報告」(一九四一年三月一日、湖北省政府教育廳↓教育部、呈(教育部檔案五、一二一四七))。
- (43) 一九三八年七月一日「各省市教育電影巡迴放映區應改稱電影教育巡迴施教區上映員改稱施教員令」(前掲「電化教育重要法令」一九三九年九月、一四頁)。
- (44) 「蔣政權教育部の諸施設と其辦法」(『中國文化情報』第一四號、上海自然科學研究所、一九三九年二月、五三頁)。
- (45) 前掲「重慶側文化機關の現況」(一)、九七〜九八頁。
- (46) 前掲「中國教育電影協會概況(自二十七年二月至三十二年十一月)」、三頁。
- (47) 前掲「重慶側文化機關の現況」(一)、九八〜九九頁。
- (48) 一九四二年二月、第七回目の年會も中國教育學術團體第二期聯合年會と共同で開催され、同じ二團體が參加した。
- (49) 前掲「中國教育電影協會概況(自二十七年二月至三十二年十一月)」、一三〜一四頁。
- (50) 「抗戰以來之中國教電協會」(油印、出版年不明、三〜四頁)。
- (51) 前掲「中國教育電影協會概況(自二十七年二月至三十二年十一月)」、四頁。
- (52) 同上、二、一五頁。
- (53) 一九三九年一月一七日、四川省政府教育廳↓教育部、呈(教育部檔案五、一二〇九五)。
- (54) 一九三八年九月四日、「教育部教育播音辦法」八項(教育部檔案五、一二〇九五)。
- (55) 「教育部教育播音一覽表」一九三八〜一九四一年(教育部檔案五、一二一〇二)。
- (56) 前掲、拙稿「日中戰爭期、東アジア地域におけるラジオ・メディア空間をめぐる政權の爭奪」、一七四頁。
- (57) 前掲「重慶側文化機關の現況」(一)、九五頁。
- (58) 一九四〇年五月二日、教育部↓四川など省教育廳・重慶市社會局、訓令(教育部檔案五、一二〇九五)。
- (59) 一九四〇年一月三〇日、「教育部電化教育委員會章程」(前掲「電化教育重要法令」(教育部檔案五、一二一七

〇〇)。

(60) 一九四〇年二月九日、教育部社會司↓教育部長、呈(教育部檔案五、一二〇九五)。江西省では、中央電臺からずいぶん離れており、聴取が困難なときがあった。そのため、

教育廳電化教育服務處は地元の放送局と協議して、毎週「科學常識」「衛生講座」「婦女講座」などの番組を放送し、放送教育に貢献した(電化教育服務處編「江西省二十九年度實施播音教育概況報告」七頁(教育部檔案五、一二一四二))。

(61) 楊汝熊(教育部訓育委員會組主任)「電化教育講演大綱」(教育部檔案五、一二二二五)

(62) 例えば、健康(體育教育委員會)、衛生(醫學教育委員會)、音樂(音樂教育委員會)、美術(美術教育委員會)、公民(訓練研究委員會)、科學・家庭・教育ニュース(社會教育司)、歷史地理(史地教育委員會)、國語(國語推行委員會)、兒童・青年(國民政府教育司)、邊疆(蒙藏教育司)、戰區(戰區教育指導委員會)といったようである(一九四一年八月施行「教育部三十年下半年教育播音暫行辦法」、前掲「電化教育重要法令」(教育部檔案五、一二一七〇))。

(63) 一九四二年二月一日公布「各省市教育廳附設電化教育服務處組織通則」(前掲「電化教育重要法令」(教育部檔案五、一二一七〇))。

(64) 一九四二年九月三日起施「教育部中央執行委員會廣播事業管理處辦理電播教育合作辦法」、中國國民黨中央執行

委員會廣播事業管理處↓教育部、函(教育部檔案五、一二〇九五)。

(65) 「三十年度補助各省市播音教育經費一覽表」(第一批計一〇省・一九四一年一月二十九日、第二批共一省・一九四九年九月二十五日)(教育部檔案五、一二二三五)。

(66) 一九三九年九月二十五日、江西省教育廳↓教育部、呈(教育部檔案五、一二一四三)。

(67) 一九四〇年五月二十六日、江西省教育廳↓教育部、呈(教育部檔案五、一二一四三)。

(68) 福建省教育廳「一九四一年一―九月工作報告」(一九四二年二月一〇日收、省政府教育廳↓教育部、呈(教育部檔案五、一二二五二))。

(69) 蘇希洵「廣西省政府教育廳電化教育服務處二九年度工作概況」(一九四一年九月七日、廣西省政府↓教育部、咨(教育部檔案五、一二二五七))。

(70) 前掲「中國教育電影協會概況(自二十七年二月至三十二年十一月)」、一五頁。

(71) 『教育部中華教育電影製片廠概況』一九四二年、南京圖書館歷史文獻部所藏。

(72) 一九四三年一月一〇日、教育部電化教育巡迴工作隊長劉之常↓教育部、呈(教育部檔案五、一二二一四)。

(73) 一九四二年八月八日、教育部電化教育巡迴工作隊長劉之常↓教育部部長、呈(教育部檔案五、一二二一四)。

(74) 一九四二年一月三日、教育部電化教育巡迴工作隊長劉之常↓教育部部長、呈(教育部檔案五、一二二一四)。

- (75) 「各省電化教育巡迴工作隊一覽」一九四三年二月製
(教育部檔案五、一二二一四)。
- (76) 一九四三年一月二〇日教育部公布「各省市教育廳局電化教育輔導處組織規程」(教育部檔案五、一二二三五)。
- (77) 「各省市電教機構一覽表」(教育部檔案五、一二〇八二)。
- (78) 一九四四年七月、西康省政府教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二五〇)。
- (79) 一九四四年二月一九日施行「教育部承約上映教育電影辦法」(教育部檔案五、一二二三五)。
- (80) 一九四四年七月二十八日收、金陵大學理學院→中央汽車配件製造廠、公函(重慶：聯勤總部汽車檔案〇二四、一二七九)。
- (81) 「湖北省政府教育廳附設電化教育巡迴工作隊恢復工作」(一九四四年二月二六日、湖北省政府教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二四七))。
- (82) 一九四六年四月一日、安徽省政府教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二四〇)。
- (83) 一九四四年二月四日、浙江電化教育服務處→教育部教育司、函(教育部檔案五、一二二三七)。
- (84) 一九四二年二月一〇日、雲南省教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二五八)。
- (85) 教部社教隊將入新疆工作「甘肅電教處隨東施教概述」
- (『電影與播音』第三卷第一期、一九四四年二月、五頁)。
- (86) 一九四一年一月一七日、雲南省教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二五八)。
- (87) 「雲南省教育廳三十一年度電化教育工作報國」(一九四三年四月二日、雲南省教育廳→教育部、呈)(教育部檔案五、一二二五八)。
- (88) 一九四二年二月一〇日、雲南省教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二五八)。
- (89) 一九四五年四月二八日、雲南省教育廳→教育部、呈(教育部檔案五、一二二五八)。
- (90) 一九四四年二月三日、教育部第六〇六二八號咨送各省市政府(教育部檔案五、一二二三五)。
- (91) 一九四五年一月二〇日、北碚教育電影院理事會主席錢崇澍→北碚管理局盧局長、呈(重慶：北碚管理局檔案〇〇八一、三八六七)。
- (92) 一九四六年三月一四日、河北省政府→教育部、咨(教育部檔案五、一二二六〇)。
- (93) 一九四九年九月二八日、重慶市教育局電化教育巡迴工作隊→重慶市教育局、代電(重慶：重慶市教育局檔案〇〇六五、六〇五)。
- (94) 一九四九年九月二日收、重慶市教育局→電教隊、訓令(重慶：重慶市教育局檔案〇〇六五、六〇五)。

Natural Foot Society by Mrs. Archibald Little. The Natural Foot Society distinguished itself from the anti-footbinding movement of the churches by extending its membership to those who were not Christians, and spreading its influence especially on the Chinese intellectuals. The activities of the Natural Foot Society were not particularly marked by confidence or dynamism, but were ultimately able to obtain a response from Chinese intellectuals. The Jiechanzuhui 戒纏足會 (Restrict Footbinding Societies) were formed in Sichuan and Guangdong under the influence of the Natural Foot Society. Liang Qichao 梁啟超 introduced the Restrict Footbinding Society in the *Shiwubao* 時務報 and with the founding of the Buchanzuhui in Shanghai in June, 1897, the anti-footbinding movement of the Chinese took on added impetus. Although it is clear that the Buchanzuhui was created under the influence of the Natural Foot Society, but those involved in the movement deliberately concealed that fact. The Chinese men thought the Buchanzuhui as one of the political measures to save the country from foreign aggression. It was not something that could be conducted in concert with foreigners. The foreign ladies of the Natural Foot Society, in contrast, thought the liberation from footbinding as "white woman's burden." They could not cooperate because they had different intentions. Both the reformers and foreign ladies were situated at the periphery in their society. They hoped to enhance their political positions through the movement. The anti-footbinding movement can be seen as a struggle over the undeveloped political resource, the Chinese women. They fought for themselves rather than for the welfare of the Chinese women.

**THE NATIONALIST GOVERNMENT'S POLICY OF ELECTRONIC
EDUCATION AND ANTI-JAPANESE NATIONALISM:
THE SHIFT FROM "PEOPLE'S EDUCATION" TO
"RESISTANCE EDUCATION"**

KISHI Toshihiko

Movies and radio appeared as new media in Japan and in China under the Nationalists in the 1930s. In addition to their immediate use as devices for entertainment, commercial advertising, and political propaganda, they were also recognized as valuable media for schools and social education. The pedagogical methods that used the two media were known as electronically projected-image and broadcast-sound education. In 1936, prominent figures in the field of education de-

bated and settled on the name electronic education as a concept to encompass a combination of the two types, and the Ministry of Education also decided to press local governments to implement electronic education throughout the nation.

This article elucidates both how the Ministry of Education and regional educational authorities went about implementing electronic education and the transition of electronic education from “people’s education” to “resistance education” with the outbreak of the Sino-Japanese War. The object of this study is to examine the contents of electronic information, which has heretofore gone unrecognized, but more importantly to explore from the point of view of media and education the political character of the Nationalist regime in Chongqing, which had strengthened its resistance stance. The reason for this is that in present-day China, electronic education of this period is merely understood as the basis of media literacy education, and the politics that fueled the ideology of the war of resistance have been ignored.

The preceding are the significant points of the electronic education implemented by the Nationalist government in Chongqing. In order to clarify these points, the structure of this article unfolds in the following manner.

1. The introduction of electronically projected and broadcast sound education.
2. The implementation of electronic education on a nation-wide basis by the Ministry of Education.
3. The introduction of “Resistance education” after the transfer of the capital to Chongqing.
4. The emphasis on broadcast sound education.
5. Itinerant media events during the war.

In examining each section in this order, this article relies on materials of the Ministry of Education from the Archives of the Second Chinese History Museum and related materials from the Archives of City of Chongqing. The existence of these documents has made it possible to examine the entire range of electronic education from its inception to the end of the war and its significance.